

渋川市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項により次のとおり公表する。

令和3年8月10日

渋川市監査委員 中 澤 康 光

渋川市監査委員 茂 木 弘 伸

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の基準

渋川市監査基準（令和2年渋川市監査委員公告第2号）

2 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

3 監査の対象

令和2年度に財政的援助を行った団体を抽出により次表のとおり選定した。

監査の対象		補助金の名称
所管部課	財政的援助団体	
市民環境部 市民協働推進課	渋川子ども若者未来 創造プロジェクト	渋川市提案型市民協働事 業補助金
産業観光部 商工振興課	渋川市商店会連合会	渋川商店会連合会運営事 業補助金
産業観光部 観光課	一般社団法人渋川市 伊香保温泉観光協会	伊香保温泉レンタサイク ル周遊促進事業補助金
教育部 生涯学習課	渋川市文化協会	渋川市文化協会活動事業 補助金
スポーツ健康部 スポーツ課	渋川市スポーツ協会	渋川市体育関係団体及び 各種大会等補助金

4 監査の着眼点

財政的援助を与えている団体に対し補助等の目的に沿って出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているか等を主眼として実施した。

5 監査の実施内容

関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理等は適切に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおき、関係帳票・証拠書類の抽出調査及び提出された監査資料に基づく質問等により行った。

また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政的援助団体等に対する指導は適切になされているかに重点をおき、提出された監査資料に基づく質問等により行った。

6 監査の実施場所及び日程

渋川市監査委員事務局

令和3年5月6日から同月31日まで

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

なお、軽微な事務改善については、補助金等の事務に関する所管課長に対し指示したので省略した。

8 その他必要と認める事項

なし